

【第1期】 法人税実務「法人税タックスプランニング」完全マスター研究会

第3回「組織再編成」の税務

【各種再編成を「いつ」「どうやって」「使うと？」最も効果的なのか？】

●合併の税務

(事業承継)

合併を利用した相続税対策

- ・会社規模区分
- ・合併後3年間論点

(事業再生)

- ・親子会社合併と第2会社方式

親会社が債務超過であり、子会社が資産超過である事例もありえる。子会社が保有している資産、不動産等々を売却することで、親会社の借入金を返済することを予定している場合もある。

子会社が現金化を急ぐと、当該譲渡益に係る税の負担が生じる。そこで親と子を合併してから、解散、清算を行うことが考えられる。合併前にシミュレーションが必要ではあるが、合併後も債務超過であることが見込まれる場合、当該不動産の譲渡益と特例欠損金とを相殺することができるからである（法法59③）。

同一の者によって合併法人と被合併法人の発行済株式のすべてが保有されている場合、完全支配関係での合併に該当するためには、合併後も完全支配関係が継続することが要求されている（法令4の3②二）。

これに対し、一方の法人が他方の法人の発行済株式のすべてを保有している場合、完全支配の継続は要求されない。合併の直前の完全支配関係のみで検討されるのである（法令4の3②一）。

親法人を合併法人として、完全支配関係のある子法人を被合併法人とする吸収合併を行った後、解散を見込んでいる場合においては、完全支配関係での適格合併に該当する。

- ・兄弟会社合併と第2会社方式

上掲では親子会社合併について税制適格が担保されることを述べた。

この親法人、子法人が親子ではなく兄弟関係であったとする。例えば、頂点株主として同一の者（例えば、同一の個人）が兄法人と弟法人の発行済株式を全部所有しているとする。この兄弟会社が合併した場合、合併後に、完全支配関係が継続することが見込まれていることから、税制非適格合併に該当することになってしまう。

こういった場合、まずは資産超過である方の法人が、債務超過である法人の株式全部をいったん取得する。全部を取得した100%親子関係になった後に合併をする。そして、その後に解散するという手法もありえる。

この場合においては、税制適格の判定上、合併の直前に完全支配関係又は支配関係のある親子関係が成立していない場合、合併後に完全支配関係や支配関係が継続することまで求められていないため、税制適格が担保される。

●分割の税務

(事業承継)

適格分社型分割+株式譲渡

分割法人における移転資産の含み損益は分割承継法人の含み損益に振替

↓

移転資産に含み損がある場合、分割法人では分割承継法人の含み損に振替、分割承継法人には移転資産の含み損益として認識、含み損が二重に発生

↓

分割法人から後継者に対して分割承継法人株式を譲渡、しかし、譲渡損益の繰延は適用なし、要するに分割承継法人株式の譲渡により株式譲渡損益認識が必要

↓

適格分社型分割は資産、負債を簿価移転、分割承継法人株式の時価が簿価純資産価額であることを想定していない、後継者に分割承継法人が譲渡される場面であっても時価移転になる

↓

分割承継法人に移転した資産に含み損がある場合には、分割法人が分割承継法人株式を後継者に譲渡した段階で分割承継法人株式に係る譲渡損失が認識される

↓

つまり、分割法人で分割承継法人株式の譲渡損益が実現、移転資産売却において、分割承継法人においても資産の譲渡損益実現、これで二重の譲渡損益実現

↓

具体的な仕訳

※包括的租税回避規定の発動は？

(事業再生)

・基本的内容

第2会社方式は主に事業再生の局面で用いられる手法である。事業譲渡又は分社型分割により赤字子会社の資産とそれに相当する負債を受皿会社に対して譲渡、そして残存する赤字子会社の負債について清算手続きにより切捨てをさせるという手法をいう。

基本的な内容や概要においても不動産取得税や登録免許税等、あまり通常実務で意識していないものを意図してピックアップする。

分割法人について、解散することが見込まれていることから、分割法人と分割承継法人の完全支配関係及び支配関係が継続することが見込まれていない。そのため、完全支配関係での適格分社型分割及び支配関係での適格分社型分割のいずれにも該当しないことになる（法令4の3⑥⑦）。

また、分割法人は分割承継法人株式をスポンサーに譲渡することを見込んでいるため、株式継続保有要件も満たさない。この結果、共同事業を営むための適格分社型分割にも該当しないことになる（法令4の3⑧六ロ）。

以上より、第2会社方式において分社型分割を採用した場合、資産、負債の受皿会社への移転は時価ということになる。このため、第2会社方式の手法として事業譲渡を採用した場合でも結果として同じ時価移転ということになる。

金融機関からの借入金の整理において専ら使われる。これと同じような文脈で語られるものとしてオーナーからの借入金の整理としての利用可能性である。この点については、後述の理由で、通常利用可能性はいまだに低いと考えられる。

分割法人を整理するこのスキームは、清算手続を円滑に終了させることを目的とする。そのため、分割法人に残す債務については、オーナーからの借入金や債権の切り捨てに同意している金融機関からの借入金のみとするのが通常である。債権の切り捨てに同意していない金融機関からの借入金を分割法人に残した場合、金融機関が民法上の詐害行為取消請求権の行使をしていくことが想定されるからである。

平成29年度税制改正に係る適格分割型分割を利用した第2会社方式についても、限定的な事例になると考えられる。

グループ内の分割型分割に該当していることが税制適格とされるための前提となる。

それに該当させるためには、支配株主とその親族等が分割承継法人の発行済株式の過半数を継続して保有し続ける必要がある。

事業再生の局面でスポンサーが介入する場合、当該スポンサーが入ることにより、支配株主とその親族等が分割承継法人の発行済株式の過半数を継続して保有することができないといった可能性が非常に大きくなるが、このような場合、税制非適格になりうるという問題が生じるからである。

ところで第二会社方式よりストレートな事業再生手法として直接放棄方式がある。

直接放棄方式を採用すると、債権者による債権放棄により、債務者企業では債務免除益が生じる。

この債務免除益は、課税所得計算上は、益金の額に算入されるが、通常、当該債務免除益課税を回避するため、債務免除益に相当する損金を生じさせ、課税所得の圧縮を図る。

実現損失の損金算入以外に下記のような措置が講じられる。

- ①繰越欠損金の損金算入（法法 57）
- ②特例欠損金（期限切れ繰越欠損金）の損金算入（法法 59）
- ③資産の評価損益の損金算入、益金算入（法法 25、33）

このとき、資産、負債の含み損に相当する金額を損金の額に算入できない場合もある。

このような場合、第2会社方式を採用することを検討する。

というのは、第2会社方式においては、債務者企業の資産、負債の含み損のすべてが実現することになるから、直接放棄方式のような、債務免除益と相殺できるだけの損失を認識できないという場合は生じないからである。

受皿会社に事業を移転させることになるが、事業譲渡においては、不動産取得税、登録免許税、消費税が発生し、分社型分割においても、不動産取得税、登録免許税は発生する。

なお、分社型分割においては、一定の要件を満たせば、不動産取得税は非課税となる（地法 73 の 7 二、地令 37 の 14）。

（東京都主税局より抜粋）

地方税第 7 3 条の 7 第 2 号後段及び地方税法施行令第 3 7 条の 1 4 に定める会社分割により不動産を取得した場合、不動産取得税は非課税となります。

以下の要件に該当する場合は、申告をお願い致します。

【非課税要件】

1 以下のいずれかの分割において、それぞれの条件を満たすこと（吸収分割、新設分割とを問わない）

<分割型分割>

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
- ② 当該株式が分割法人の株主等の有する当該分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるもの

<分社型分割>

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと

2 以下の項目に全て該当すること

- ① 当該分割により分割事業にかかる主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
- ② 当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること

③ 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね 100 分の 80 以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人に従事することが見込まれていること

【申告に必要な提出書類】

申告書の添付書類は写しで結構ですが、必要に応じて原本を確認させていただくことや、その他の書類を提出していただくことがあります。

- 不動産取得税非課税申告書
- 分割について承認又は同意があったことを証する書類
(例) 分割会社の株主総会議事録、取締役会議事録等
- 分割の内容がわかるもの(要件 1 及び要件 2 ②の要件を確認するもの)
<新設分割の場合>分割計画書 <吸収分割の場合>分割契約書
- 履歴事項全部証明書【分割法人、分割承継法人とも】(要件 2 ②を確認するもの)
- 定款【分割法人、分割承継法人とも】(要件 2 ②を確認するもの)
- 分割法人から承継する権利義務に関する事項を確認できる書類
(例) 貸借対照表、承継権利義務明細表等、要件 2 ①に該当することが確認できる書類
- 分割事業に係る従業者のうち、分割承継法人に従事する人数がわかる書類
(例) 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に係る書面、雇用契約書、分割前後における当該分割事業部門の従業者の人数比較表、従業者名簿等、要件 2 ③を確認できる書類

【よくある質問①】

Q 1 法人税法上の適格分割に該当すれば、不動産取得税の非課税に該当すると考えてよいのか。

A 1 適格分割であっても、1 ページの要件を満たさない場合は非課税に該当しません。

Q 2 分割事業に従事している者が、その他の事業にも従事している場合、その従業員は、分割事業に従事していた者として要件に該当するののか。

A 2 主として、分割事業に従事しているようであれば、分割事業に従事していたと考えるため要件に該当します。しかし、その他の事業を主としている場合は、分割事業の従業者とはなりませんので、要件には該当しません。

Q 3 分割事業に従事している者が 1 人しかいなかった場合、その者が分割承継法人へと異動すれば、要件 2 ③に該当すると考えてよいのか。

A 3 該当します。

Q 4 分割法人においては、分割事業に従事していたが、分割承継法人へと異動した後は、

分割事業に従事しなかった場合、要件 2③に影響を及ぼすことはあるか。

A 4 分割事業に従事していた者が分割承継法人へと異動していれば、必ずしも分割事業に従事している必要はないため、要件 2③に影響を及ぼすことはありません（法人税基本通達 1-4-9 に準じます）。

Q 5 分割事業に従業していた者として、認められる者はどこまでか。

A 5 「従業者」として認められる者とは役員、使用人その他の者で、分割の直前において分割事業に現に従事していた者のことをいいます（法人税基本通達 1-4-4 に準じます）。具体的には、以下のとおりです。

① 出向社員

分割事業に現に従事する者であれば従業者に含まれます。

② 業務委託契約による下請先の従業員

あくまでも下請け会社の従業員に該当するため、含みません。

③ アルバイト

原則的には従業者に該当します。しかし、法人が従業者の数に含めないこととしている際には含みません。

④ 役員

含まれます。例えば、代表取締役 1 名しか分割事業に従事していない場合、その代表取締役が分割承継法人へ異動していれば要件③を満たします。なお、分割法人と分割承継法人の代表取締役を兼務した場合にも要件は満たされます。

【よくある質問②】

Q 6 不動産取得税非課税申告書の物件所在地欄に対象物件を書ききれない場合はどうすべきか

A 6 物件所在地の記入欄は、別紙記載のとおりとして記入ください。その上で、取得した物件の一覧表を作成していただき、ご提出ください。

Q 7 非課税申告は物件所在地を管轄する各都税事務所で別個に行わなければならないのか。

A 7 各物件の所在する都税事務所すべてに提出する必要があります。

不動産取得税の非課税要件として特に留意したいのは、支配関係継続要件である。

分割に係る不動産取得税の非課税要件は、法人税法上の分割の適格要件（支配関係者間の適格要件）と似ているが、必ずしも同一ではない。

不動産取得税の非課税要件には支配関係継続要件は課されていない。

この結果、法人税法上は支配継続要件を満たさず非適格分割に該当しても、不動産取得税

は非課税として扱われることもある。

不動産取得税の非課税要件においては「主要資産負債移転要件」についても論点となりえる。

この点については、会社分割における支配関係内の税制適格要件（法法 2 十二の十一）の 1 つである主要資産等引継要件と異なり、議論が累積されていない。

この主要資産等引継要件（法法 2 十二の十一ロ(1)）については下記のような考え方があ
る。「売掛金・買掛金のように流動性が高く、かつ、分割承継法人に移転しなくても、分割
事業の継続に何ら支障がない資産及び負債は「主要資産負債」に含まれない」というもので
ある（佐藤信祐『不動産 M&A の税務』（日本法令 54 頁、2019 年）、阿部奏久、山本守之
「企業組織再編税制の考え方と実務検討（税務弘報第 49 巻 6 号 30 頁、平成 13 年）。

この点、朝長英樹氏は「企業組織再編成に係る税制についての講演録集」23 頁（日本租
税研究協会、平成 13 年）において現行の法人税基本通達 1 — 4 — 8 は「分割法人又は現
物出資法人が当該事業を行う上での当該資産、負債の重要性」だけではなく「当該資産、負
債の種類、規模、事業再編計画の内容等を総合的に勘案して主要な資産負債に該当するか否
か」の判定を行うというスタンスである趣旨である見解を示している（上掲佐藤 55 頁）。

上記は法人税法における会社分割に係る要件の解釈についての議論であり、不動産取得
税の非課税要件については射程外である。

しかし、上掲の解釈は取得税の非課税たる趣旨に合致することになることから、課税実務
では問題は生じにくいと考えられる。

一方、不動産取得税の非課税要件で他の要件の 1 つでもある従業者従事要件（地法 73 の
7 二、地令 37 の 14）は課税実務でも問題になり得る。不動産部門に従業者がいないのが通
常だからである。

この点、角田晃「都道府県税関係 会社分割における従業者要件の判定」（税 68 巻 2 号
71 頁、平成 25 年）の見解等を踏まえ、上掲佐藤 76 頁では、従業者がそもそも存在しない
場合には当該要件は要求されない旨を指摘している。

佐藤信祐氏は法人税法と地方税法で同様に解することが可能かは争いがあるとも指摘し
ている（上掲佐藤 76 頁）が、上記の見解は至極妥当と筆者は考える。従業者従事要件を充
足するため、そもそも従業者がいない状態からいる状態を敢えて作出することなどあり得
ないからである。

また、これに関連して従業者がいない場合、事業継続要件も満たさないとの見解もあるよ
うだが、「従業者が存在しなくても、反復継続的に計上される売上げがあり、会社分割後も、
当該売上げが継続することが見込まれること」（上掲佐藤 76 頁）により要件を満たすと考
えられる。理由は上掲の筆者の見解と同様である。

登録免許税について、登録免許税の課税対象となる権利等のうち、当該移転登記（登録）費用が、特定業種の組織再編成においては、必ず検討しなければならない項目もある。登録免許税法別表第一によると、

「不動産の抵当権」

「不動産の賃借権」

「船舶」

「航空機」

「特許権」

「商標権」

「著作権」

などである。

・分割型分割と第2会社方式

平成29年度税制改正により、グループ内の適格分割型分割に該当した場合、支配株主が分割承継法人株式の発行済株式の全てを直接又は間接に継続して保有することが要件となり、分割法人株式の継続保有は税制適格を担保するための要件として要求されなくなった（法令4の3⑥二、⑦）。

これを受け、平成29年10月1日以降の分割型分割においては下記のスキームを採用することが可能となった。

不動産M&Aや事業承継型M&Aの手法として一般的である。

M&A対象資産、M&A対象外資産、両者とも含み益がある場合、以下の手法を一義的に検討するのが通常である。

(STEP 1)

税制適格分割型分割により、事業を移転（分割承継法人）。

(STEP 2)

残存する会社（分割法人）については特別清算による解散

（不動産M&Aや事業承継M&Aでは当該株式を第三者へ売却）。

平成29年度税制改正により、第三者売却でも当初税制適格は担保される。

上記の手法のメリットは一般的に下記のように整理される。

○オーナー

・会社分割実行時は、課税関係は生じない。

・分割法人株式売却における課税関係は、株式譲渡スキームと同様となる。

・M&A対象外の資産に含み益がある場合、税負担なく分割承継法人に残すことが可能となる。

・税制適格に該当した場合は、分割型分割（その他、租税法上で定義される組織再編成全て）、（旧）株主の「投資が継続」されたと考える（みなされる）ので、課税繰延べされる。結論

でいへば、税制適格に該当した場合、株主課税は生じない。

組織再編成において税制非適格に該当した場合、新株式を旧株主に現物配当することになるから、みなし配当に係る配当所得課税が生じるとの説明が多い。

厳密にはこの見解は以下のように整理すべきとも考えられる。

朝長英樹（編著）『会社分割実務必携』（法令出版、平成 26 年）488 頁においては、「（…中略…）分割法人の株主が割当てを受ける分割承継法人株式等の性格は（…中略…）割当てを受ける分割承継法人の株式等を分割法人株式の譲渡の対価と見るべきであるのか、あるいは、配当とみるべきであるのか」は論点と指摘しており、「株主においては法人の処理と関係なく株式を譲渡することができますが、配当に関しては、法人の処理と関係なく任意に行うことはできません」（上掲朝長 489 頁）とある。

朝長氏は続けて、「（税制非適格では、）分割法人から移転する資産及び負債が時価によって譲渡されたものとされ、対応する純資産の部の金額が分割承継法人に（自動的に）引き継がれずに分割法人の株主に交付されることになるため、払込資本を超える部分がみなし配当とする必要がある」（上掲朝長 490～491 頁）と述べられている。

当然、課税実務における結果としての課税関係は変わらない。

その場合の計算方法につき、「分割法人の株主においては、分割法人株式の譲渡とみなし配当に関して検討を行う必要があるということになるわけですが、他のみなし配当と同様に、分割型分割の場合も、みなし配当があるときは、みなし配当を先に計上し、その残余について、株式の譲渡対価」と述べ「非適格分割型分割の場合には、まず、みなし配当に関する検討と処理を行う」（上掲朝長 490 頁）とある。

なお、税制適格について課税が生じない理由について上記と整合性をとると「（税制適格の場合、）分割法人から移転する資産及び負債と共に利益積立金額も移転する資産負債の割合に応じてそのまま分割承継法人に引き継がれ、分割法人においては、対応する資本金等の額の部分のみが分割法人の株主に返還されて分割承継法人から割り当てられる新株の払込資本に置き換わることになるため、分割法人の株主においては、みなし配当を計上する理由はない」（上掲朝長 489 頁）とある。

○買収会社

- ・流通税等の負担が比較的軽減できる可能性がある。
- ・対象会社の繰越欠損金を利用できる。

○対象会社

- ・会社分割実行時に譲渡損益は生じないことから、課税関係は生じない。
- ・会社分割実行時に消費税等の課税関係は生じない。

○分割承継法人

- ・一定要件を充足することで、不動産取得税は非課税となる余地がある。

さてこの適格分割型分割を利用した第 2 会社方式については、限定的な事例になると考えられる。

上掲のとおり、グループ内の分割型分割に該当していることが税制適格とされるための前提となる。それに該当させるためには、支配株主とその親族等が分割承継法人の発行済株式の過半数を継続して保有し続ける必要がある。

事業再生の局面でスポンサーが介入する場合、スポンサーが入ることにより、支配株主とその親族等が分割承継法人の発行済株式の過半数を継続して保有することができない場合が多く出てくると考えられるが、その場合税制非適格になりうるからである。

- ・分社型分割と株式継続保有要件の判定について

平成 29 年度税制改正により分社型分割と株式継続保有要件の判定について留意すべき項目となった。他の組織再編成と判定が異なる。

平成 29 年度税制改正により、合併、分割型分割、株式交換及び株式移転における株式継続保有要件の判定方法が変わった。被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の支配株主が交付をうける株式について株式継続保有要件が課されることになった。

そして、「支配株主により継続して保有されること」と規定されており、支配株主の定義は、支配株主の子会社及び支配株主の親族等も含まれるから、支配株主と当該子会社間で株式譲渡をしても、支配株主と当該親族者間で株式譲渡をしても、株式継続保有要件には抵触しないこととされた。しかし、分社型分割を行った場合、株式継続保有要件を満たすには、分割法人が分社型分割により交付を受ける分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式の全部を継続保有することが見込まれていることが必要である(法令 4 の 3⑧六ロ)。

「分割法人により継続して保有されること」と規定されているから、分割法人のグループ関連会社等や分割法人の支配株主の親族等々に対して分割承継法人株式の譲渡をした場合、株式継続保有要件に抵触することになる。

【補論】オーナーからの借入金の整理

- ・第 2 会社方式との関係について

平成 26 年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法の規定に基づき、中小企業の事業再生の円滑化を目的とし、第 2 会社方式による「中小企業承継事業再生計画」の認定制度が設けられている。

オーナーからの借入金は当然、この制度の認定を受けることはできないため、上掲の分社をしてからの借入金の削減方法について検討する。

基本的な手順は下記の通りである。

- ① 収益部門を会社分割により分社
- ② 移転元法人（分割法人）に債務が残存→清算
⇒期限切れ欠損金の損金算入制度活用
- ③ 分割法人は分割承継法人をスポンサーに売却
- ④ 売却資金を債務の弁済に充てる

分割法人（譲渡元法人）では、期限切れ欠損金の損金算入制度を適用して清算することになる。

分割法人（譲渡元法人）は解散し、清算中に債務免除を受けることになり、債務免除益が益金の額に算入される。

清算中に終了する事業年度であるため「残余財産がないと見込まれる」という要件を充足する限り、期限切れ欠損金を損金の額に算入することができ、課税が生じないように対応はできるが（法法 59③）、オーナー以外からの借入金がある場合、それらの債務をまず整理しなければ実行できない。

このように従前においては現実的な方法ではなかった。

ただし、下記について検討事項はあるものの、当該対応いかんによっては、平成 29 年度税制改正による第 2 会社方式の採用検討余地はありうる。

上掲のように平成 29 年度税制改正に係る適格分割型分割を利用した第 2 会社方式は、グループ内の分割型分割に該当していることが税制適格とされるための前提となる。

それに該当させるためには、支配株主とその親族等が分割承継法人の発行済株式の過半数を継続して保有し続ける必要があるが、当該条件をクリアしている場合、下記も考慮対象となる。

この手法を採用した場合、オーナーからの借入金が残る。清算終了に伴い、債務超過法人に残存したオーナーからの借入金は切り捨てられる。

債務超過会社に金融機関からの借入金が残る場合、オーナーが保証債務を履行することになる。

オーナーが所有する資産を譲渡することにより保証債務を履行するときは、オーナーが所有している資産の含み益に対し、譲渡所得税が課税される。

これにつき所得税法 64 条 2 項では、保証債務を履行するため資産の譲渡を行った場合において、その履行に伴う求償権の全部または一部を行使することができないときは、その行使することができない金額について、譲渡がなかったものとして取り扱うという特例がある。

しかし、この特例について詳細な適用要件が課されているから、その実行実現について慎重な対応が必要となる。

【補論】具体的な削減手法

会社にとっては借入金となるため、中小・零細企業の決算報告書では、一般的に社長借入金として表示されている。

当該社長借入金は社長（オーナー）死亡時において相続財産に「額面額」で評価、算入されることになるため、生前に減少させおくことが通常である。

生前対策として一般的に考えられる手段として次のものが挙げられる。

①オーナーが会社に対し債権放棄する（会社にとっては債務免除）。

これが、課税実務上は、優先順位 1 となる。

②DES

一度に貸付金を消去したい場合、これが優先順位 1 となる。

③擬似 DES

④役員給与減額、減額分で徐々に精算

これが、上記「債権放棄」と併用して通常実施する方法で、優先順位 1 となる。

⑤生命保険解約金で返済

⑥代物弁済

⑦第二会社方式

⑧貸付金を親族へ贈与

⑨受益権分離型スキームによる圧縮後の元本受益権の贈与

⑩持分会社移行による貸付金減額スキーム

課税実務では、「オーナーが会社に対し債権放棄する（会社にとっては債務免除）」と「役員給与減額⇒減額分で徐々に精算」を併用する方法が一般的である。一気に解消する場合、DES を選択することになる。

●現物分配の税務

現物分配の範囲

法人→個人

●株式交換・移転の税務

（事業承継）

相続税評価額 1 億円である法人を株式交換完全親法人、相続税評価額 5 億円である法人を株式交換完全子法人とする株式交換

↓

親法人の会社規模区分は大会社

↓

交換後の⑧、⑨、⑩で引き上げられるのは⑩のみ

↓

交換によって合計 6 億円であった株式評価が 1 億円に減少

(ミス事例)

- ・ 株式移転と所得税額控除

[解説]

節税商品として、生命保険やリースを活用する事例が多く見られますが、単なる節税目的のみの金融商品は、課税上のリスクを負うだけでなく、経営上の失敗を招くこともあります。大前提として、節税目的以外の、経営目的としてのストーリーがあることが重要です。

保険に関して注意しなければならないのは、役員退職金原資として保険商品を提案していながら、満期が役員退任時期とまったく合っていない商品です。レバレッジドリースに関しては、ある程度大きな規模のレバレッジドリースを節税目的で入れる場合にはそれを、いわゆる投資業として始めたこととして、必要ならば、定款の変更をして、「営業外」として起こしていたものもすべて売上にして、投資業を始めていることを全面に打ち出すようにすべきです。

レバレッジドリースについては、匿名組合契約締結時に出口まで確定しています。処分益（分配金）は臨時偶発的なものでないため、非経常的な利益に該当しません。保険契約については、損害保険契約は、火災、地震等によるものなので、当然、非経常的な利益に含まれます。一方、長期平準保険・増定期保険については、解約時期は当初契約時に推定できます。そのため、非経常的な利益に該当しないとも一見思えますが、解約時期はあくまでシミュレーション上の話であって、契約から解約までが契約として一体となっているものではないということから、結論として、非経常的な利益として扱うことになります。

Q I-41 相互持合いの純資産価額が高額

相互持合いによって純資産価額が高額になっている場合についてご教示ください。

Answer

下記のようになります。

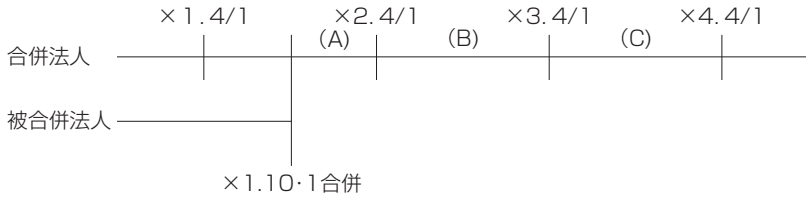
[解説]

相互持合いによって、通常よりも純資産価額が高額になっているケースは、よく見られます。ある会社と別の会社が、それぞれに相互の株式を持っていると、それを取り込んだ形でそれぞれの会社の株式を評価することとなり、エクセルの循環参照のようになって、異常に純資産価格が高くなってしまふということです。

この場合、通常の中小企業の場合は株主が同族関係者であるため、適格合併することが可能です。この場合、合併後3年間の論点確認が必須となりますが、これについては後述します。

次に考えられる方法は、金庫株です。金融機関は、合併のほうがりットが大きいと判断できたとしても金庫株を勧めてくる場合が多いようです。つまり、相互持合いをしているので片方の会社が他方の会社の保有する自社株を取得することになるのですが、それに必要な資金を貸し付けたいということです。このようにすると、一方の会社が他方の会社を一方的に持っているという状態になります。つまり、全体として見れば、株式を取得した会社が持株会社となり、株式を売却した会社が本体会社となるような形になって、金融機関は持株会社に貸付けを行っている状態になるわけです。これが、金融機関がよく提案する手法です。

3つ目の方法は、清算です。これは、合併を使いたくないとき、緊急避難的に行う手法です。これは、下記のような事例の場合に使うということです。



合併後3年間の株価の論点を説明します。合併法人と被合併法人とがあり、被合併法人が×1年10月1日に合併したという事例です。課税時期が(A)、(B)、(C)とあります。これらの課税期間のうち、どこからが問題なく類似業種比準価額での評価が使える時期なのかという点については、(C)から、というのが結論となります。なぜなら、合併法人と被合併法人の実績が1年間反映された×3.3.31期の数値が利用できるのは、(C)の期間だからです。つまり、(C)の期間は類似業種比準価額と純資産価額が使えて、(A)と(B)の期間は純資産価額しか使えないということになります。

ここで、合併を使いたくないときに緊急避難的に清算を使う、と述べたことの意味が分かってきます。仮に、株主の1人が亡くなりそうで、(A)～(B)の時期に亡くなりそうだとした場合、合併して相互持合いを解消したため株価は若干減少したものの類似業種比準価額が使えず純資産価額を使わざるを得なくなりそうという場合に、清算すればいいということになります。こうすれば、これまで説明してきた論点は一切関係なくなります。一方の会社を精算してしまえば、純資産価額しか使えないという問題はなくなるのです。

なお、課税実務上は、合併法人と被合併法人の各比準要素の合算による評価でも、課税上問題がないと認められる場合、単純合算により類似業種比準価額を利用できると思われます。合併法人と被合併法人とが合併前にまったく同業種を営んでいた場合等が典型例ですが、合併法人の大項目区分と中項目区分、被合併法人の大項目区分と中項目区分がまったく同じ、業種目番号がまったく同じという場合には、単純合算しても問題ないと思

われます。

Q I-42 株価引下げ策の純資産価額編

株価引下げ策の純資産価額編についてご教示ください。

Answer

通常、下記の事項が考えられます。

[解説]

【株価引下げ策】 ～純資産価額編～

	実行内容		抵抗感
1	生命保険（定期遡増、長期平準）	解約返戻金ピークのシミュレーションが絶対必要	<input type="checkbox"/>
2	オペレーティング・リースの利用		<input type="checkbox"/>
3	含み損のある土地等の資産を売却	グループ法人税制との兼ね合い留意	<input type="checkbox"/>
4	借入金で賃貸不動産を購入	購入後 3 年間は通常取引価格評価	<input type="checkbox"/>
5	含み益のある土地を子会社に移動	グループ法人税制との兼ね合い留意	<input type="checkbox"/>
6	類似業種比準価格編の通常の決算対策実行	累積利益は当然下がる	<input type="checkbox"/>

（相互持合いにより異常に純資産価額が高くなっている場合）

	実行内容	抵抗感	
7	合併	合併（合併後 3 年間の論点確認は必須）・金庫株・清算（合併を使いたくないとき緊急避難的に）	<input type="checkbox"/>

Q I-43 相互持合い株価の計算方法

相互持合い株価の具体的な計算方法についてご教示ください。

Answer

下記のようにエクセルを使って算定するのが通常です。

[解説]

(STEP 1) 第5表若しくはエクセルと使って相続税評価額と簿価純資産価額を埋めてください。

(STEP 2) 下記の表のようなエクセルシートを作成し、そこにSTEP 1での算定結果を埋めていってください。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	A社					B社				
8	相続税評価額	簿価	相続税評価額	簿価		相続税評価額	簿価	相続税評価額	簿価	
9	資産		負債			資産		負債		
10	B社株式				循環参照	A社株式				
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17	sheet1					sheet2				
18										
19										
20										
21										

(STEP 3) エクセルの循環参照状態になりますので、それを使って循環参照計算を行います。デフォルトでは100回転します。それで算定した金額が相互持合株価の計算結果です。複雑な連立方程式など解く必要はありません。

Q I-44 組織再編後の株式評価の実務上の留意点 ：土地・家屋等

組織再編後の株式評価の留意点についてご教示ください。

Answer

下記の点に留意してください。

[解説]

課税時期3年以内に取得した土地、土地の上に存する権利、家屋及びその附属設備、構築物は通常取引価格で、という規定がありますが、この「課税時期3年以内に取得」の「取得」には、単なる購入だけではなく、合併、分割、現物出資、適格現物分配も含まれます。特に明文規定はありませんが、課税実務上はそう扱うこととされております。

なお、貸家の評価減、貸家建付地の評価減もとれます。

Q I-45 投資育成会社・取引先安定株主導入時の留意点

投資育成会社・取引先安定株主導入時の留意点についてご教示ください。

Answer

下記のようになります。

[解説]

投資育成会社や、取引先に安定株主になってもらう際には、付与する株式は無議決権株式とし、配当優先株式にする場合には、非参加型・非累積型にすることをお勧めします。

て認定される場合は、株主区分判定でも株主と扱われます。

そして、②財団法人が同族株主に該当し、それ以外の株主が同族株主以外の株主となる場合には、①と同じ取扱いになります。

具体的には、租税特別措置法第40条による定款をきちんと定めている場合は、財団法人が有する株式数は議決権総数から除外することになります。租税特別措置法第40条による定款をきちんと定めている場合とは、公益財団法人モデル定款等を確認すれば分かるでしょう。

なお、補足として、平成26年度税制改正で租税特別措置法第40条の非課税承認要件が以下のように改正されました。その要件とは、「その公益法人等が当該贈与又は遺贈により株式の取得をした場合には、当該取得により当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行人の株式がその発行済株式の総数の1/2を超えることとならないこと」(措令25の17⑥五)です。

租税特別措置法第40条による財団法人スキームは、かなり規模の大きい会社でしか使用されません。

一方で、投資育成会社が株主となっている会社は多いと思いますので、当該通達の確認は必須です。

Q II-5 組織再編後の株価評価の留意点 ：営業権・不動産

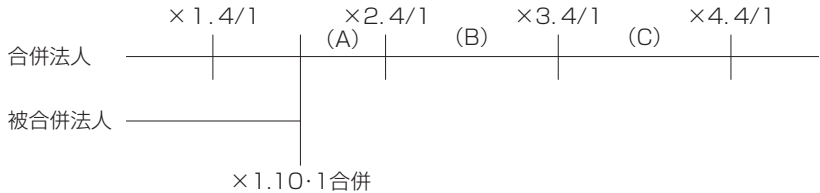
組織再編後の株価評価の留意点に関する補足があればご教示ください。

Answer

営業権の取扱いは異なります。

[解説]

前章で、下記のような事例を取り上げました。



合併法人と被合併法人とがあり、被合併法人が×1年10月1日に合併したという事例です。このとき、課税時期(A)、(B)、(C)のうち、どこからが問題なく類似業種比準価額での評価が使える時期なのかという点については、(C)から、と解説しました。つまり、(C)の期間は類似業種比準価額と純資産価額が使えて、(A)と(B)の期間は純資産価額しか使えないということでした。

これに類似した論点で、「営業権」の評価はどうなるのかというものがあります。これは、組織再編直後であっても算定可能です。理由としては、類似業種比準価額の算定のように類似業種の配当、利益、純資産の3要素を過年度数年分用いる方法ではなく、自社の利益と総資産により算定するためです。

また、先述のとおり、合併、会社分割、現物出資、現物分配の場合の不動産の時価評価で、失念しやすいポイントがあります。課税時期3年以内に取得した土地、土地の上に存する権利、家屋及びその附属設備、構築物の「取得」の概念については、購入した場合や合併した場合はもちろん、会社分割、現物出資、現物分配も含まれ、すべての場合で通常取引価額で評価します。特に明文規定はありませんが、課税実務上はこのような処理が行われるのが通常なのです。

増改築があった場合の評価ですが、従前建物が3年以内取得でない場合は、従前部分に関しては相続税評価額とする一方で、増改築部分に関しては、通常取引価額評価になります。実務上は簿価を足すということにな

ります。借地権を買い戻した場合、従前土地が3年以内取得でないケースでは、従前部分は相続税評価額で問題ありませんが、借地権部分に関しては通常の取引価額になるので、買戻し額ということになります。従前土地が3年以内取得の場合は、従前部分に関しては、通常の取引価額の底地部分のみとなり、借地権部分に関しては買戻し額になるということです。

Q II-6 組織再編後の配当還元方式の留意点

組織再編後の配当還元方式について留意すべき点があればご教示ください。

Answer

株式移転後に配当還元方式が高騰するケースがあります。

[解説]

適格株式移転で、株式移転直前の完全子会社の株主数が50人以上の場合、完全親会社の資本金等の額は完全子会社の簿価純資産価額だけ増加します。

過去に株式交換や株式移転による組織再編を行った場合、特に完全子会社となる会社の株主数が50人以上だと、完全親会社側の資本金等の増加額は完全子会社の簿価純資産額の交換による取得割合を乗じた金額となることから、資本金等の額が大きく増加します。この場合、年配当金額が2円50銭を下回ることから、2円50銭で計算することになり、配当還元方式の価額が高騰する（最悪の場合、配当還元方式価額>原則的評価となってしまう）という問題点があるのです。

平成18年の会社法施行に伴い、それ以前に完全子会社となる会社の株主数が50人以上となっているケースで株式交換・移転を行っている場合は、突如として、配当還元方式価額が高騰するという現象が生じてしまいま

(不相当な対価による有償行為)

(改正前) 民法第1039条 不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたもの限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。

⇒遺留分侵害額請求の対象となる行為は贈与であるが、一定の行為をみなすことにより、遺留分侵害額請求の対象に含めることにしております。

両者の関係は？

どちらも遺留分侵害額請求に関する条項ですが、

(改正前) 民法第1030条⇒(無償の)贈与に関する規定

(改正前) 民法第1039条⇒不相当な対価での(有償)行為に関する規定
という違いです。

これは、(改正前)民法第1030条の規定の適用を回避するために有償行為を装った場合の規定が(改正前)民法第1039条である、という整理になるのではないかと考えられます。

Q II-41 事業承継税制特例と従来型自社株スキームの合算スキーム

事業承継税制特例と従来型の自社株スキームを合算した場合の理想的なスキームをご教示ください。

Answer

以下の流れが理想的ですが、本体会社（対象会社）の株価をできるだけ痛めつけて、それから事業承継税制特例を適用するのがシンプルイズベストで最も良い方法だと思われます。

[解説]

以下の手順になると思われます。

(STEP 1) オーナーの非上場株式以外の相続税がかかる固有資産を対象会社に現物出資します。このとき現物出資規制には留意してください。また、通常の事業会社であれば問題ないですが、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないかのチェックも念のため必要です。

(STEP 1') これは「実行するかしないか」はシミュレーション次第なので1'としました。いわゆる減資スキームです。上記(STEP 1)で増資を行った結果、法人住民税が増加することはありません（この時、増資で資本金は増加させないようにします。外形標準課税も考慮が必要になるからです）。以下の手順で減資スキームを組むか検討します。

1. 資本金1,000、資本準備金500、その他資本剰余金2,000になったとします。資本金を無償減資で1,000→100に、900をその他資本剰余金に振り替えます。
2. 会社法上、その他資本剰余金は配当可能ですので、合計金額2,900を配当します（みなし配当には留意が必要です）。

お気づきの方も多いと思いますが、これをしてしまうと、(STEP 1)で現物出資したはずの財産が現金化してオーナーの財産に加算されてしまいます。したがって、1) オーナーの相続財産減少額、2) 法人住民税(外形標準課税)の減少額とのシミュレーション次第で実行するか否かを決定します。なお、事業承継税制適用後は、資本金、準備金の欠損填補目的以外の取崩しは打切事由に該当してしまうため留意が必要です。

(STEP 2) 株式交換・株式移転スキーム若しくは、会社分割スキームにより持株会社を組成します。新設法人を設立すると3年縛り（過去3年以

上、代表者であったものという事業承継税制の適用要件上の縛り、若しくは株価の計算上、新設法人については当初3年間は純資産価額方式しか使えない)があることから、「できれば」グループ関連会社で休眠状態になっている会社などを株式交換で持株会社に据えるのがよいでしょう。なお、株式交換で子会社の株主数が50人未満の場合、税務上の帳簿価額はその株式の税務上の取得価額となりますが、それが贈与、相続であった場合、旧券面額でよいことと課税実務上はなっています。

(STEP 3) 従来型の持株会社スキームにより株価対策をします。

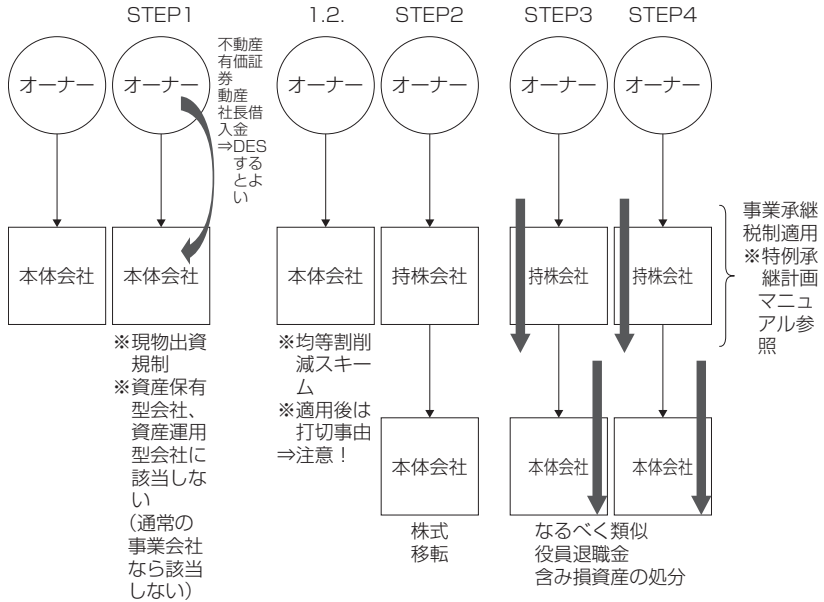
(STEP 4) 従来型の持株会社スキームにより株価がかなり低減されたところで当該持株会社に事業承継税制を適用します。

様式第21(特例承継計画)の記載マニュアルである「特例承継計画に関する指導及び助言を行う機関における事務について」【平成30年4月1日版】3頁にも「当該会社がいわゆる持株会社である場合には、その子会社等における取組を記載してください。」との記載があり、持株会社での適用も当然増加してくるであろうことも示唆したものとと言えます。

上記のスキームを提案する必要はありません。しかし金融機関が当該スキームを持ち込んできたときのために概要は把握しておく必要があります。

このスキームは主に本体会社が機動的な組織再編やM&Aを積極的に実行している場合に用いられることが多いようです。というのは、上記のような機動的な再編を本体会社自らが実行している会社においては打切り事由に抵触する可能性が高いからです。本体会社そのものではなく持株会社に納税猶予を適用していれば、打切り事由に関係なく機動的な資本政策が実現できるというスキーム趣旨があります。

通常の納税猶予導入にあたってやっていただくこととは従来型の自社株引下げ策の実行です。納税猶予対象額そのものが減少すること、特例制度が当初の予定どおり、時限立法として終わり、「一般」のみになったときのための対処をしておくべきということです。



Q II-42 従来型の自社株対策スキーム

従来型の自社株対策スキームについて概略をご教示ください。

Answer

大きく下記に区分されます。

- 1) 事業承継税制特例
 - ① 株式交換・株式移転スキーム
 - ② 会社分割スキーム
 - ③ 新設法人資金調達スキーム
- 3) 一般社団法人スキーム
- 4) 事業承継信託

Q&A

非上場株式の評価と戦略的活用スキーム

初版発行 2019年9月10日

2刷発行 2019年11月28日

著者 伊藤 俊一

発行者 橋詰 守

発行所 株式会社 ロギカ書房

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目8番地

進盛ビル303号

Tel 03 (5244) 5143

Fax 03 (5244) 5144

<http://logicashobo.co.jp/>

印刷・製本 藤原印刷株式会社

定価はカバーに表示してあります。

乱丁・落丁のものはお取り替え致します。

©2019 Shunichi Ito

Printed in Japan

978-4-909090-28-7 C2034

なり、従来型の役員報酬低減スキームとしては利用価値はなくなりました。しかし、持株会社の社債を現オーナーが引き受け、持株会社は支払利息を損金算入可能であり、社債のため（原則）券面額評価で相続財産に含まれること等の観点からデメリットはあります。

しかし、私募債を信託受益権に化体するスキームは本稿脱稿時点、流行しているため、検討の余地はあります（筆者は反対です）。当該スキームの詳細は **Q II-39の【解説】** をご覧ください。

制限される繰越欠損金は対象会社が有する繰越欠損金であり、持株会社が有する繰越欠損金は支配関係発生後に生じるものは原則として、制限対象になりません。繰越欠損金等の損金算入制限を受ける場合、制限繰越欠損金を対象会社が使いきった後に合併を検討します。本体会社が国外財産を有しており、持株会社を存続会社合併とする場合、資産の所在地国で課税が生じる場合があります。

本体会社が中国に土地使用权を有している場合、本体会社から持株会社への譲渡益課税の発動可能性もあり得ます（一定の要件を満たした場合の繰延要件もある）。国外財産の取扱いは租税条約等の確認等、実務では非常に煩雑なため、当該財産を有している場合、国際税務の専門家に当該部分だけ依頼することを筆者は強く勧めます。

Q II-35 適格現物分配を用いた資本戦略スキームの各種留意点

表題の件につきご教示ください。

Answer

下記します。

【解説】

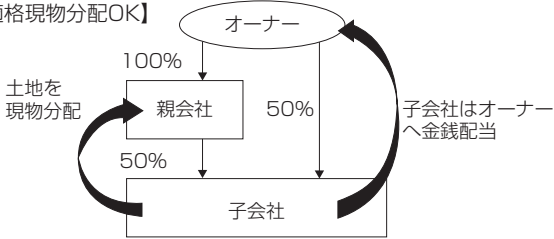
【100%グループ内の資産の移転方法について】 留意点

○適格現物分配の留意点

下記の場合、適格現物分配の充足要件を満たすか？

⇒個人への金銭配当と法人株主への現物配当セットは非適格か？

【適格現物分配OK】



(結論) 適格現物分配の要件を充足する。

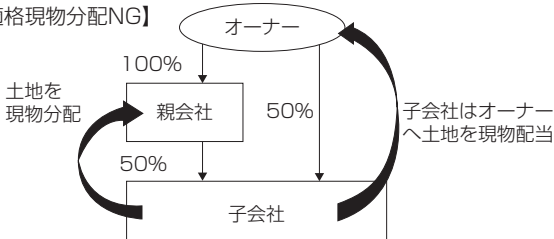
(理由) (そもそも会社法上は上記のような配当はOK)

たとえ個人に金銭を分配する場合でも、法人株主への移転は、帳簿価額による移転を強制することで、簿価移転と時価移転の安易な選択を禁止している（含み損がある場合の有利選択を認めていない）。

(適格現物分配の定義)

法法22の十五 適格現物分配 内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう。

【適格現物分配NG】



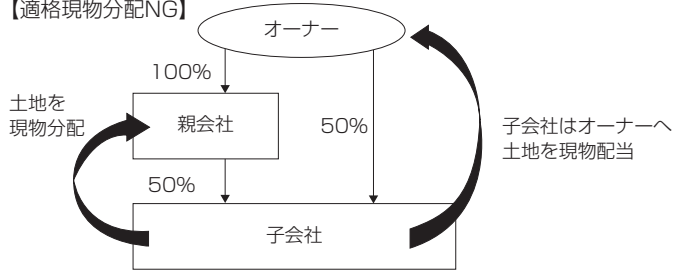
↑こっちは原則通り時価で配当対象資産を評価することになる。

⇒譲渡損益調整資産との兼ね合いで含み益が実現しないことが多いが

...

- ※下記は原則通り、資産等の時価評価になる。
 (留意) 個人に対する残余財産分配は絶対に適格にならない!
 ⇒法人・個人間では取得価額の引継ぎができないため

【適格現物分配NG】



- ※ただし、完全支配関係があるため、
 ⇒1) 法人株主では持株割合に応じて青色欠損金の繰越しが可能
 ⇒2) 子会社株式消却損は計上不可
 …根拠法57②
 適格現物分配にならないので青色欠損金の引継ぎができないように一見見えるが、「条文を文理解釈すると」法人による完全支配関係は排除されていないため、適格現物分配による課税関係が成立。

なお本問は岡野訓・他『実務目線からみた事業承継の実務 三訂版』（大蔵財務協会（2018/11/9））、小林磨寿美・他『個人間利益移転の税務—?をQ&A方式でわかりやすく解説〈平成28年改訂版〉』（大蔵財務協会（2016/12））該当箇所を参照しています。

Q II-36 適格現物分配に見られる組織再編成における事業単位の考え方

適格現物分配の税務上の考え方、すなわち「事業単位」の考え方を教えてください。

Answer

通説では、組織再編成税制が制度化された平成13年の事業単位の考え方は平

Q II-37 適格現物分配における重要な質疑応答事例

適格現物分配における重要な質疑応答事例を教えてください。

Answer

下記に留意が必要です。

【解説】

適格現物分配による資本の払戻しを行った場合の税務上の処理について

【照会要旨】

乙社は、100%親法人である甲社に対して、乙社の保有する X 社株式（簿価130）を現物分配により交付しました。

この現物分配は、その他資本剰余金120とその他利益剰余金10を原資として行っており、資本剰余金120の減少を伴っていることから、法人税法第24条第1項第4号に規定する資本の払戻しに該当します。この場合の乙社における処理はどうなりますか。

なお、乙社の前事業年度終了時の純資産の額（資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額）は1,200、資本の払戻し直前の資本金等の額は600とします。

【回答要旨】

次の2(1)及び(2)の算式によりそれぞれ計算された金額を資本金等の額及び利益積立金額から減算することとなります。

(理由)

- 1 現物分配とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）がその株主等に対し当該法人の剰余金の配当などの一定の事由により金銭以外の資産を交付することをいいます（法法二十二の五の二）。

また、適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人（現物分配によりその有する資産の移転を行った法人をいいます。）とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該

内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限りません。）のみであるものをいいます（法法2十二の十五）。

内国法人が適格現物分配により資産の移転をしたときは、その適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして所得の金額を計算することとされており（法法62の5③）、その資産の移転により譲渡損益は発生しないこととなります。

- 2 法人が、資本の払戻し等により、その株主等に対して金銭及び金銭以外の資産の交付をした場合には、次の(1)及び(2)の算式によりそれぞれ計算された金額を資本金等の額及び利益積立金額から減算することとなります。

なお、ここにいる資本の払戻し等とは、剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限ります。）のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの並びに解散による残余財産の一部の分配をいいます（法法24①四、法令8①十八）。

- (1) 資本金等の額から減算する金額（法令8①十八）

（算式）

$$\text{資本金等の額から減算する金額（減資資本金額）} = A \times \frac{B}{C} \quad (\ast)$$

- ： A 資本の払戻し等の直前の資本金等の額
- ： B 資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は解散による残余財産の一部の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあっては、その交付直前の帳簿価額）の合計額
- ： C 資本の払戻し等の前事業年度終了の時の純資産の額
- ： $\ast 1$ $A \leq 0$ のときは $B / C = 0$ 、 $A > 0$ かつ $C \leq 0$ のときは $B / C = 1$ として計算します。
- 2 少数点以下第3位未満の端数がある場合にはこれを切り上げます。
- 3 上記算式により計算した金額が、資本の払戻し等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあっては、その交付直前の帳簿価額）の合計額（この合計額を(2)においてDといいます。）を超える場合には、その超える部

分の金額を減算した金額となります。

- (2) 利益積立金額から減算する金額（法令9①十二）

（算式）

利益積立金額から減算する金額 = D - 減資資本金額（※）

※ D > 減資資本金額の場合に限ります。

- 3 甲社と乙社との間には、本件現物分配の直前に当事者間の完全支配関係（一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係）があることから、本事例の現物分配は適格現物分配に該当します。このため、現物分配により移転をした資産（X社株式）の移転により譲渡損益は生じません。また、本事例の現物分配は、資本の払戻しとして行われるものことから、次のとおり、資本金等の額及び利益積立金額を減少させることとなります。

- (1) 資本金等の額から減算する金額

本事例において、資本の払戻し直前の資本金等の額(A)は600であり、資本の払戻しの前事業年度終了の時の純資産の額(C)は1,200となります。

次に(B)の金額については、「資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は解散による残余財産の一部の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあっては、その交付直前の帳簿価額）の合計額」とされており、本件における資本の払戻しは、適格現物分配によるものではありませんが、解散による残余財産の分配により交付されたものではないため、(B)の金額は、「適格現物分配に係る資産の交付直前の帳簿価額」130ではなく、「資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額」120となります。

したがって、減少する資本金等の額（減資資本金額）は、 $60 (= 600 \times 120 / 1200)$ となります。

- (2) 利益積立金額から減算する金額

本事例において、適格現物分配に係る資産の交付直前の帳簿価額が130であることから、(D)の金額は130となり、減少する利益積立金額は70（ $= 130 - 60$ ）となります。

【関係法令通達】

法人税法第2条第12号の5の2、第12号の15、第24条第1項第4号、第62条の5第3項、法人税法施行令第8条第1項第18号、第9条第1項第12号

Q Ⅱ-38 残余財産分配以前の子会社株式評価損計上の可否

残余財産分配以前の子会社株式評価損計上の可否についてご教示ください。

Answer

下記です。

【解説】

業績不振の子会社株式について評価損の計上に係る可否、また、その計上時期は①解散前②解散後③残余財産の確定のときかの判断が煩雑です。

通常は下記の通達要件を満たした時に初めて評価損が計上できます。

【法人税基本通達9-1-9】**(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)**

9-1-9 令第68条第1項第2号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。(昭52年直法2-33「7」、昭54年直法2-31「三」、平11年課法2-9「十」、平12年課法2-7「十六」、平16年課法2-14「八」、平17年課法2-14「九」、平19年課法2-3「二十一」、平21年課法2-5「七」、平22年課法2-1「十七」により改正)

(1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人につ

Q&A

**中小・零細企業のための
事業承継戦略と実践的活用スキーム**

2019年12月15日 初版 発行

著 者 伊藤 俊一

発行者 橋詰 守

発行所 株式会社 ログカ書房

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目8番地
進盛ビル303号

Tel 03 (5244) 5143

Fax 03 (5244) 5144

<http://logicashobo.co.jp/>

印刷・製本 亜細亜印刷株式会社

©2019 shunichi ito

Printed in Japan

定価はカバーに表示してあります。

乱丁・落丁のものはお取り替え致します。

無断転載・複製を禁じます。

978-4-909090-34-8 C2034

T株式会社 御中

事業承継に関するご参考資料

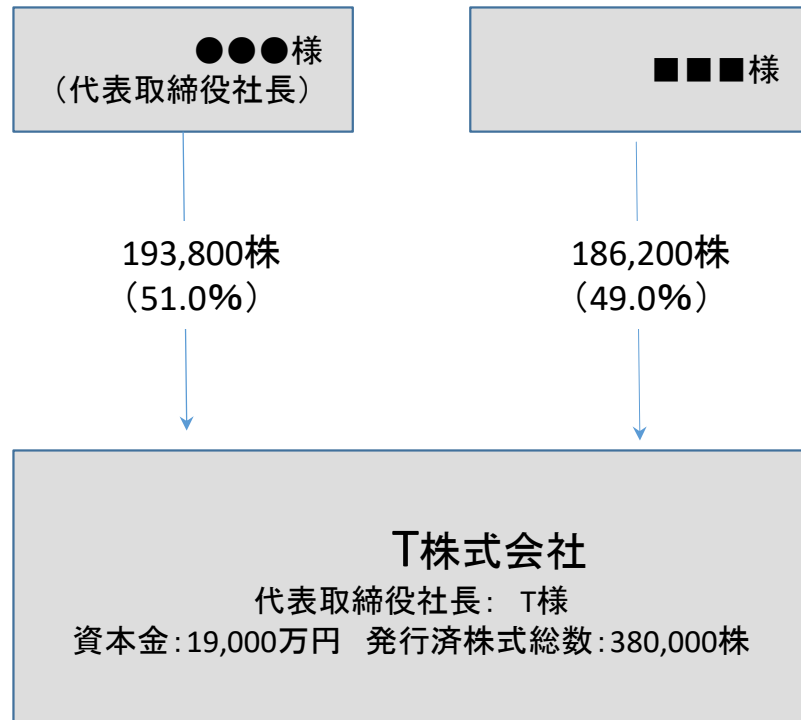
※実際の金融機関提案資料(紙ベース)を解説用に加工しております。

現状把握

貴社資本関係の現状(想定)

前回面談時のヒアリングを基に、貴社の資本関係は以下のように把握しております。

貴社資本関係図



貴社株式評価額

株主	株式数	保有比率	類似業種比準価額	純資産価額
●●●様	193,800株	51.0%	102百万円	2,040百万円
■■■様	186,200株	49.0%	98百万円	1,960百万円
合計	380,000株	100.0%	200百万円	4,000百万円

※外部情報、謄本、ヒアリング等に基づき作成しております。

※株式評価については、前回面談時のヒアリングを基に作成しております(類似業種比準価額:総額200百万円、純資産価額:総額4,000百万円)。

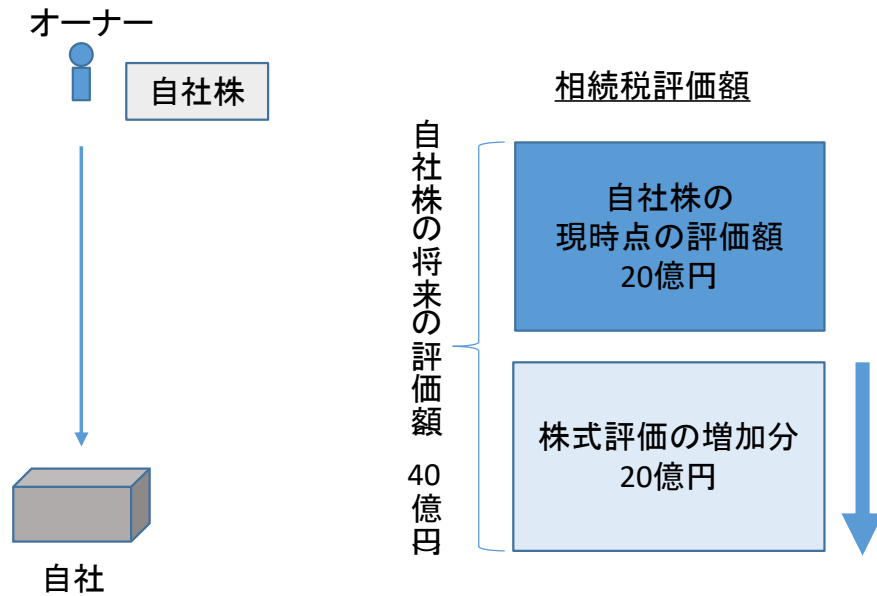
株式移転による資産管理会社の設立

資産管理会社の活用

自社株の管理・保全を目的とする資産管理会社は、一般的に「株式等保有特定会社(注1)(移転直後は「開業後3年未満の会社等」(注2))」に該当する場合、当該会社の株式は、原則、純資産価額方式により評価されることとなります。

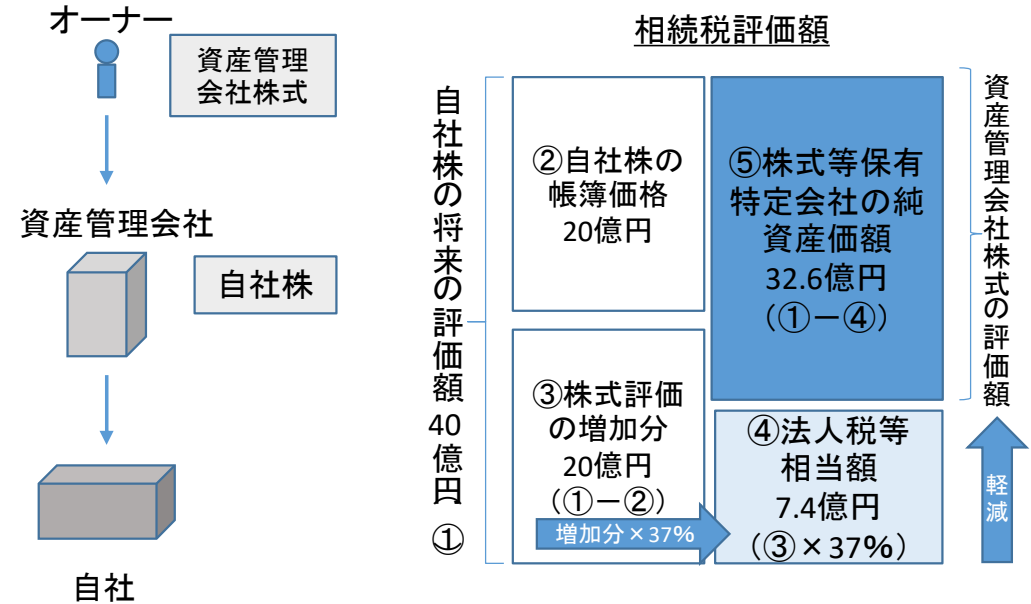
直接保有(自社株をオーナーが直接保有)

将来に自社株の株式評価が20億円増加した場合、後継者への移転時にかかる税負担も増加



間接保有(自社株を資産管理会社を通じた間接保有)

資産管理会社を通じて間接的に自社株を保有することで、株式評価の上昇分に対する一定の控除が享受できる



- ・資産管理会社の活用で、以下のメリットを得られます。
 - 自社株の評価額の上昇を抑制
 - 資産管理会社の株主を後継者とする事による即効性のある事業承継

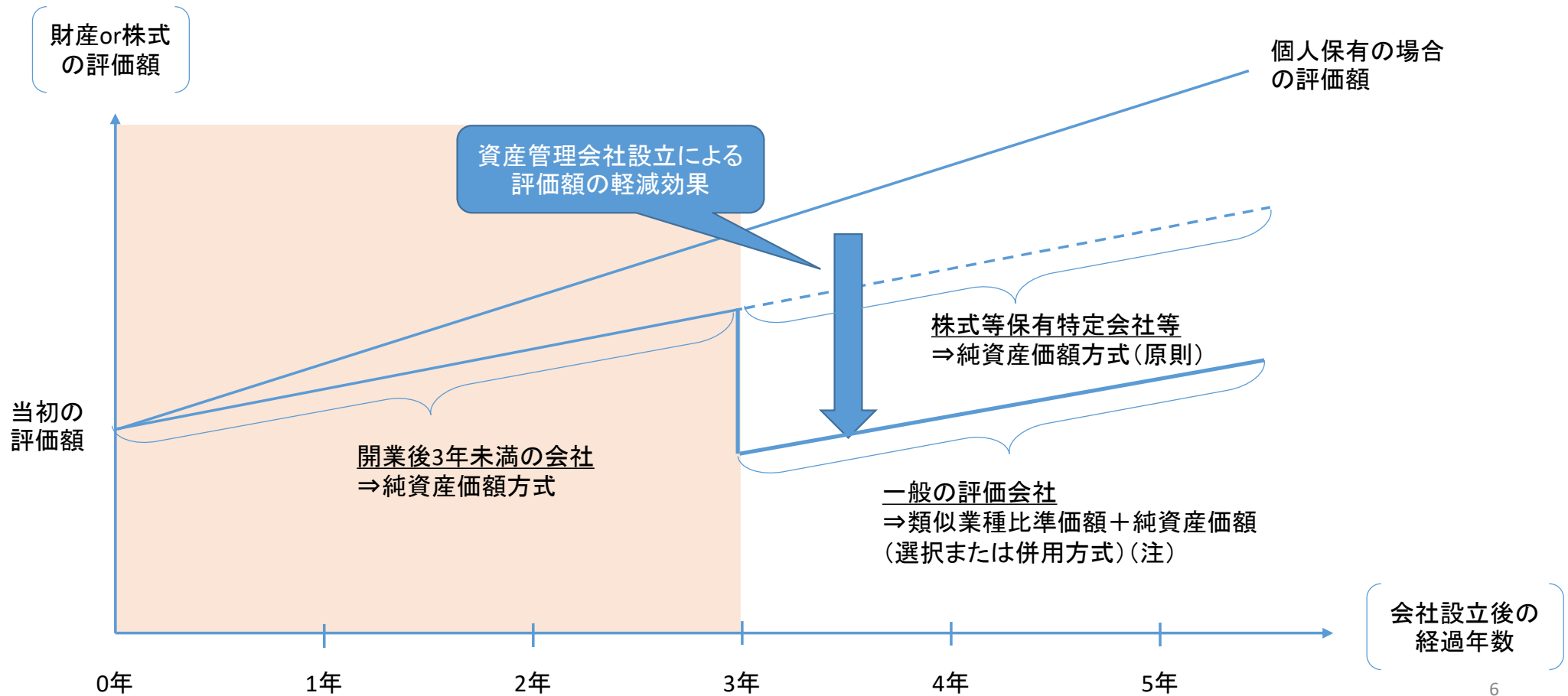
(注1) 課税時期における評価会社の総資産(相続税評価額)に占める株式等(株式、出資および新株予約権付社債)の保有割合が50%以上の会社のこと

(注2) 課税時期において開業後3年未満の会社、または比準要素数0の会社のこと

資産管理会社設立後の株式評価額の推移・イメージ

資産管理会社の株式評価は、当該財産評価額の上昇に伴い、評価額の軽減が見込まれます。また、会社設立3年経過後は、評価会社が一般の評価会社に該当する場合には、類似業種比準価額の適用が可能となり、更なる評価額の軽減効果が期待されます。

資産管理会社設立後の株式評価額の推移・イメージ



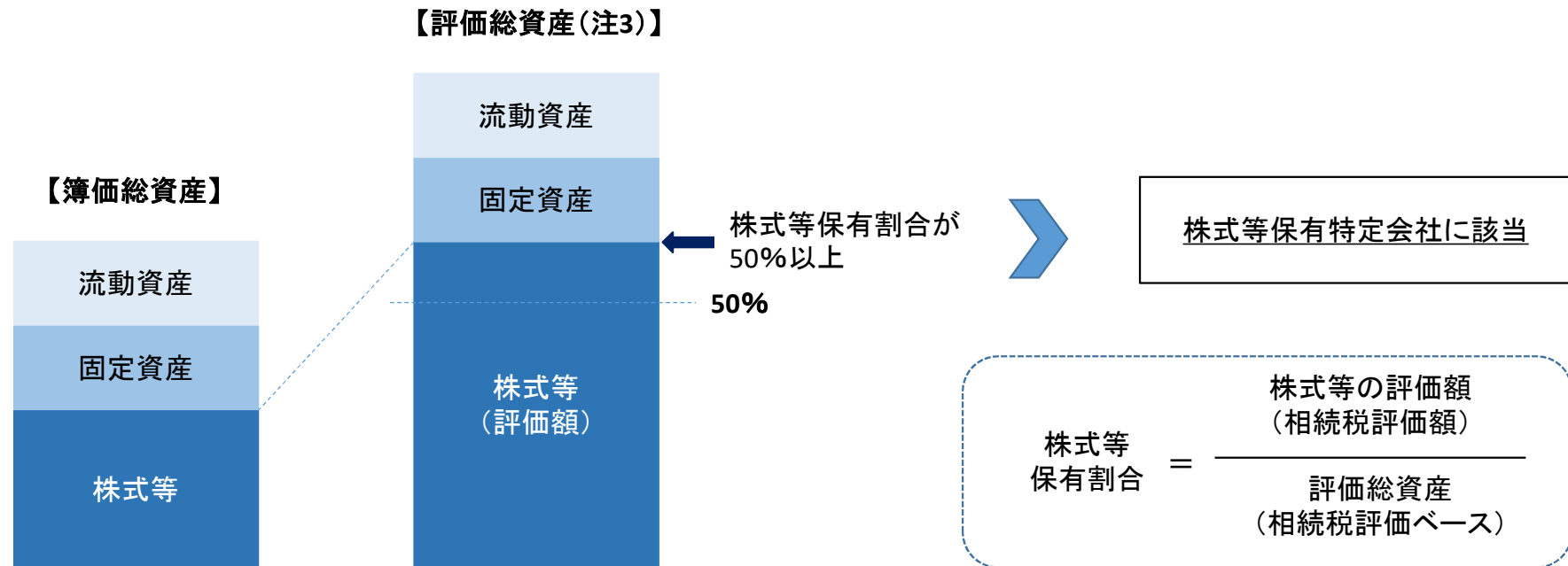
(注)上記のイメージでは、会社設立後3年経過時点以降の評価額が、「類似業種比準価額 < 純資産価額」であることを前提としている

株式等保有特定会社の判定基準

評価会社の総資産(相続税評価ベース)に占める株式等(相続税評価額)の保有割合が50%以上の場合、『株式等保有特定会社』に該当するものと判定されます。『株式等保有特定会社』に該当した場合、原則、純資産価額方式のみで評価(注1)することとなります。

株式等保有特定会社の判定

(注1)「S1+S2方式」(注2)による評価額の選択適用可



(注2)「S1+S2方式」とは、以下の「S1」(①)と「S2」(②)の金額を合計して評価額を求める評価方式

①「S1」は、発行会社が保有する株式等やその株式等に係る配当金を除外したところで、原則的評価方式(評価会社の会社規模に応じて、類似業種比準価額方式、純資産価額方式またはその併用方式)により評価した評価額

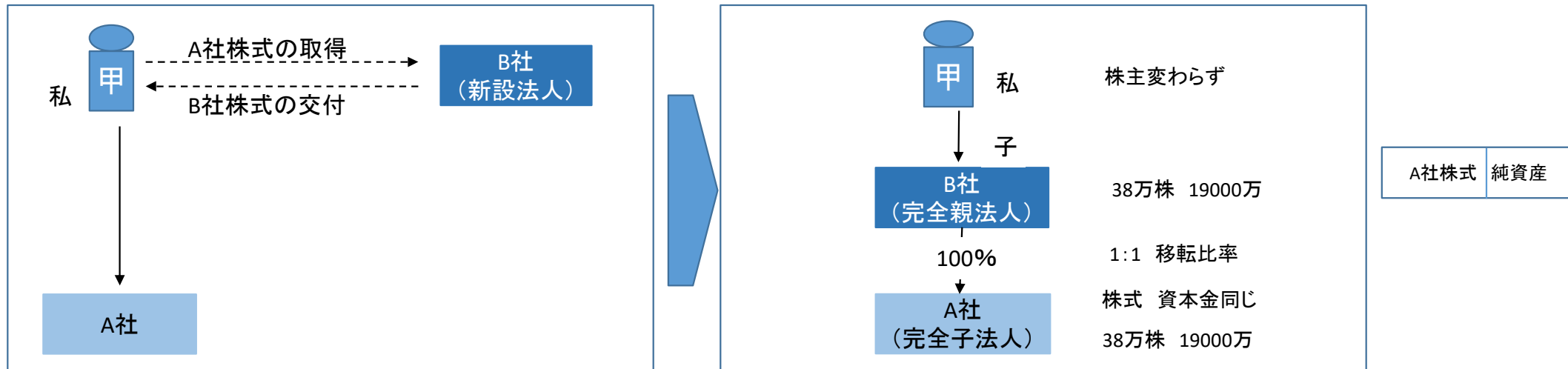
②「S2」は、評価会社が保有する株式等に相当する部分にかかる評価額

(注3)相続税評価額

株式移転のスキームと概要

株式移転とは、1又は2以上の法人が、その法人の発行済株式の全部を完全親法人となる新設法人に取得させる行為をいいます。完全子法人様式は、完全親法人株式と交換されます。

株式移転スキームとその概要



- ・株式移転では、1又は2以上の法人(以下、「株式移転完全子法人」)の発行済株式の全部を新たに設立する法人(以下、「株式移転完全親法人」)に取得させ、株式移転完全子法人の株主は保有する株式移転完全子法人株式と引き換えに、株式移転完全親法人株式を取得します
- ・**税制適格株式移転では、上記の通り、完全子法人株式の対価として完全親法人株式を供するため、対価としての資金を必要としません**
- ・税法上の適格要件を満たす株式移転(これを「適格株式移転」という)の場合、一定の資産が時価評価されないため、株式移転完全子法人に評価損益が発生しません
- ・適格株式移転では、株式移転完全子法人株式が帳簿価格で移転されるため、株式移転完全子法人の株主に対する課税は繰り延べられます
- ・株式移転に反対する株主の保護手続きとして、反対株主の株式買取請求制度が設けられています
- ・株式移転では、合併や会社分割とは異なり、権利義務の承継は行われないため、債権者の保護手続きは不要です

(注) 株式移転の実施事由、時期、適格要件、手続き等については、顧問税理士・弁護士等の専門家にご確認のこと

「株式移転」における(税制)適格要件の判定フロー

「株式移転」における(税制)適格要件の判定フロー(法人税法第2条第12号の18、および同法施行令第4条の3第21項～第24項より)

株式移転完全子法人(以下、「完全子法人」)の株主に株式移転完全親法人(以下、「完全親法人」)の株式以外の資産(注1)が交付されない

No

Yes

以下のいずれかに該当している

- ① 移転前に完全子法人と他の完全子法人との間に同一の者(注2)によってそれぞれの法人の株式の100%を直接・間接に保有される関係(以下、「完全支配関係」)があり、移転後も同一の者(注2)と完全親法人・完全子法人・他の完全子法人との間に同一の者(注2)による完全支配関係が継続することが見込まれていること
- ② 単独株式移転で、移転後に完全親法人と完全子法人との間に完全親法人による完全支配関係が継続することが見込まれていること

(注1)「完全親法人の株式以外の資産」: 株式移転の反対株主等からの買収請求に基づく対価の支払としての金銭等の資産は除く

(注2)「同一の者」が個人の場合のその者の範囲: 当該個人、およびその親族等の当該個人と特殊関係のある個人

(注3)「事業関連性」: 事業が同種である場合だけでなく、それぞれの法人の商品、役務、経営資源を活用して事業を営むことが見込まれる場合等も含む

(注4)「特定役員」: 社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役もしくは常務取締役、またはこれらに準ずる者で、当該法人の経営に従事する者

(注5)「支配株主」: 移転前に完全子法人または他の完全子法人と他の者の間に支配関係がある場合におけるその他の者、およびその他の者による支配関係がある者

Yes

No

以下のいずれかに該当している

- ① 移転前に完全子法人と他の完全子法人との間に50%超の直接・間接の保有関係(以下、「支配関係」)があり、移転後も完全親法人と完全子法人及び他の完全子法人との間に完全親法人による支配関係の継続が見込まれていること
- ② 移転前に完全子法人と他の子法人との間に同一の者(注2)による支配関係があり、移転後も同一の者(注2)と完全親法人と完全子法人および他の完全子法人との間に同一の者(注2)による支配関係が継続することが見込まれていること

No

完全子法人と完全親法人とが共同で事業を行うための移転で、次の①～⑥の要件を全て満たしている

- ① 子法人事業(完全子法人が移転前に営む主要な事業のうちいずれかの事業)と他の子法人事業(他の完全子法人の移転前に営むいずれかの事業)とが相互に関連(注3)するものであること
- ② 「事業規模要件」(子法人事業と他の子法人事業のそれぞれの売上金額、従業員数、もしくはこれに準ずるものの規模の割合が概ね5倍以内であること)、または「経営参画要件」(移転前の完全子法人または他の完全子法人の特定役員(注4)の全てが移転に伴って退任しないこと)のいずれかの要件を満たしていること
- ③ 完全子法人または他の完全子法人の移転直前の従業員のうち、その総数の概ね80%以上に相当する数の者が完全子法人または他の完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること
- ④ 完全子法人または他の完全子法人の移転前に営む子法人事業又は他の子法人事業(相互に関連する事業に限る)が、完全子法人または他の完全子法人において引き続き営まれることが見込まれていること
- ⑤ 移転により交付された完全親法人株式のうち支配株主(注5)に交付されるものの全部が、移転後に支配株主(注5)により継続して保有されることが見込まれていること
- ⑥ 移転後に、完全子法人と他の完全子法人との間に完全親法人による完全支配関係が継続することが見込まれていること

No

次の要件をいずれも満たしている

- ① 完全子法人の移転直前の従業員のうち、その総数の概ね80%以上に相当する数の者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること
- ② 完全子法人の移転前に営む主要な事業が、完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること

No

yes

Yes

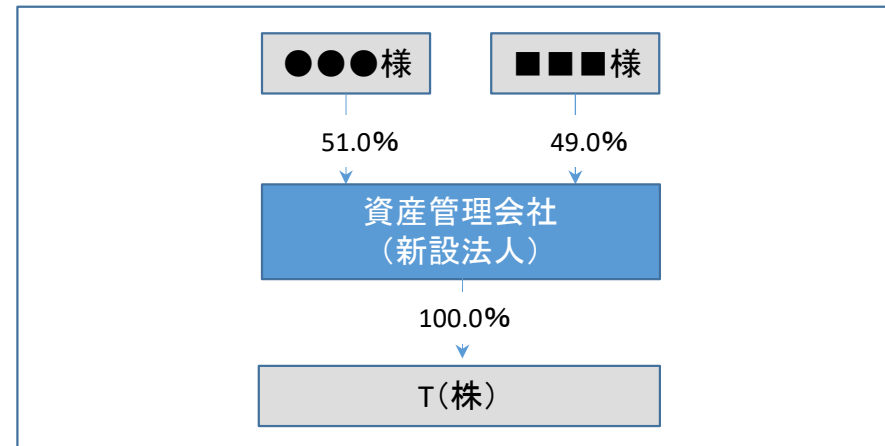
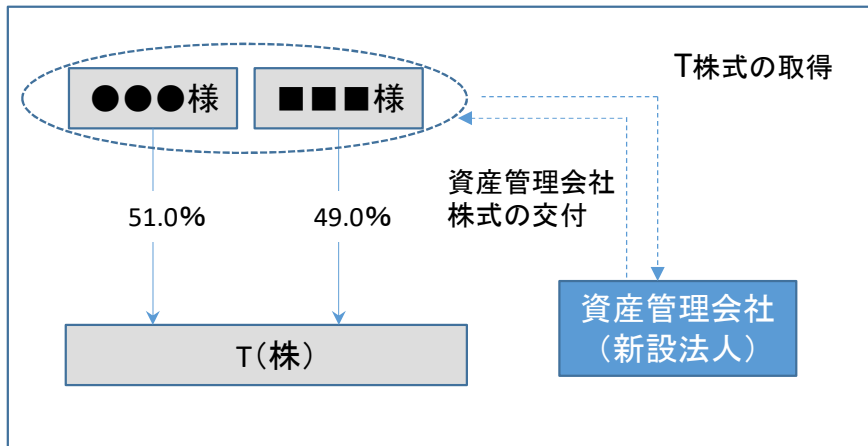
適格株式移転

非適格株式移転

株式移転のスキームと貴社株式評価額のシミュレーション

貴社における株式移転のスキームとそれに伴う貴社株式評価額のシミュレーションは以下の通りです。

株式移転のスキームとその概要



・T(株)株式の相続評価額

株主	株式数	保有比率	類似業種 比準価額
●●●様	193,800株	51.0%	102百万円
■■■様	186,200株	49.0%	98百万円
合計	380,000株	100.0%	200百万円

・資産管理会社(新設法人)株式の相続評価額(概算)

株主	株式数	保有比率	純資産価額
●●●様	193,800株	51.0%	102百万円
■■■様	186,200株	49.0%	98百万円
合計	380,000株	100.0%	200百万円

(注1) 株式評価については、前回面談時のヒアリングを基に作成。

(注2) 資産管理会社(新設法人)の保有財産は 株式のみとし、株式等保有特定会社に該当するものとする。

(注3) 株式移転により交付する新設資産管理会社株式の割当株数は、 株式1株に対して1株と想定

株式移転による持株会社化のまとめ

株式移転による持株会社化で想定されるメリット

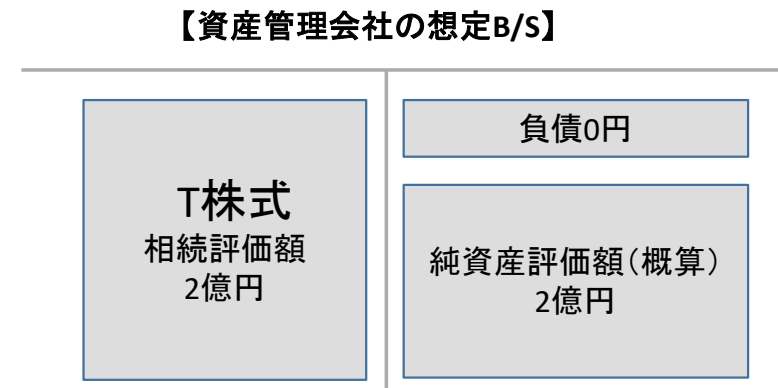
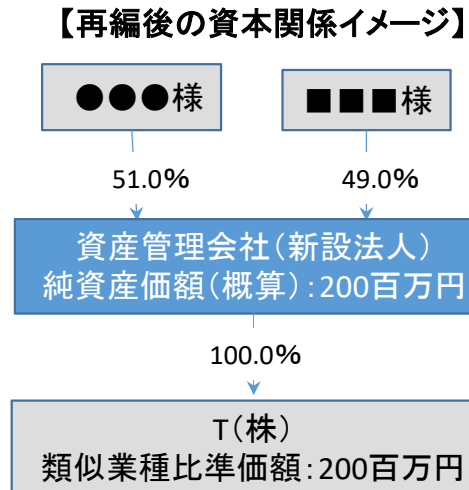
- ・資本と経営の分離
資産管理会社株式をお子様に承継しつつ、T(株)の経営については親族外の役員に任せることも検討可能
事業承継税制特例の適用対象株式が「T株式」から「資産管理会社株式」となる
⇒お子様は、T(株)の代表へ就任でなく、資産管理会社の代表への就任が必要となる
- ・株式移転のT株式帳簿価格からの上昇分のうち37%の評価減が見込める

(留意点)

※株式移転を行った時点では株式承継は完了しないため、別途承継対応が必要になります。

※新設法人の法人住民税等、一定の追加コストが必要になります。

再編後の資本関係イメージと資産管理会社の想定B/S



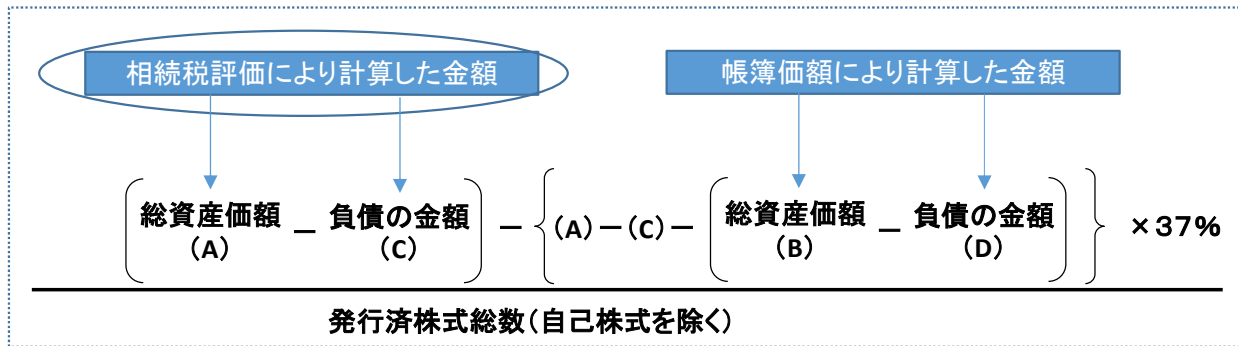
(ご参考)原則的評価方式:純資産価額方式による評価額の計算

純資産価額方式は、評価会社の課税時期現在における相続税評価額(財産評価基本通達に従い)評価した価額に評価替えすることにより、1株当たりの価額を算出する方式となります。

純資産価額方式による評価額の計算方法

総資産価額－負債の金額－評価差額に対する法人税額等相当額

発行済株式総数(自己株式を除く)



※総資産価額、負債の金額は「財産評価基本通達」により評価した価額となる(帳簿価額とは異なる)
 ※純資産価額方式による評価時点は課税時期現在であるため、原則的に課税時期において仮決算を行い、評価することとなるが、課税上弊害がない限りは直前期末の決算をもとに評価することが認められている

※現物出資・合併により著しく低い価額で受け入れた株式等の資産、および株式交換・株式移転により著しく低い価額で受け入れた株式については、純資産価額の計算において、その現物出資・合併・株式交換・株式移転を行った時点の評価額を、その評価上の帳簿価額とする(財産評価基本通達186-2(2))

純資産価額方式のイメージ

